

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

上田市長

## 公表日

令和4年3月22日

## 項目一覧

基本情報
特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
リスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	住民基本台帳に関する事務
事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。 )が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。 )に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と協働して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。 )の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成          転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除、又は記載の修正          住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置          転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知          本人又は同一の世帯の属する者の請求による住民票の写し等の交付          住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知          地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。 )への本人確認情報の照会          住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更          個人番号の通知及び個人番号カードの交付          個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、 の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。 )第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて、特定個人情報ファイルを使用する。</p>
対象人数	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 10万人以上30万人未満 ]</span> <span>1) 1,000人未満</span> <span>2) 1,000人以上1万人未満</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span></span> <span>3) 1万人以上10万人未満</span> <span>4) 10万人以上30万人未満</span> </div>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。 )	
システムの機能	<p>1 異動処理機能              記載、記載変更、削除等、住民基本台帳法に定められた届出に関する住民票の異動及び住民票の管理</p> <p>2 帳票の発行機能              住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種帳票の発行</p> <p>3 住民基本台帳の統計機能              住民基本台帳法に基づく統計資料の作成</p> <p>4 各種連携機能              国民健康保険などの住民票記載項目の庁内の連携、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携</p>	
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

システム2～5									
システム2									
システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</li> <li>2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</li> <li>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</li> <li>4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組み合わせをキーに、本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> <li>6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</li> <li>7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</li> <li>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</li> </ol>								
他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム3									
システムの名称	MICJET住基GWサーバ								
システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民基本台帳の記載 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知機能</li> <li>2 在留カード等発行システム連携機能 在留カード等発行システムと連携し、法務省通知情報の取込み、市町村通知情報の作成を行う機能</li> <li>3 最高裁判所名簿調整プログラム連携機能 名簿調整プログラムへの裁判員候補者名簿の通知機能</li> <li>4 送付先連携機能 住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、送付先情報を住基ネットへ連携する機能</li> <li>5 文字同定機能 住基ネットと既存住基との文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携</li> </ol>								
他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 ( 法務省在留カード等発行システム</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( 法務省在留カード等発行システム	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( 法務省在留カード等発行システム	)								

システム4	
システムの名称	統合宛名システム
システムの機能	1 宛名管理機能 既存住基システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 5 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバ）
システム5	
システムの名称	証明書発行システム
システムの機能	1 証明書発行機能 住民票の写し、記載事項証明などの各種証明書を発行する。 2 データ連携機能 住基システムとデータの受け渡しを行う。 3 業務間連携機能(住基・戸籍) データ連携機能を利用し、業務間のデータ連携をGW証明書発行システムを経由して行う。 4 利用者管理機能 ICカード(住基ICカード)、IDカード(印鑑登録証)の発行や暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う。 5 他システム連携機能 コンビニ交付システム、ICカード標準システム等の他システムと連携を行う。
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（コンビニ交付システム）
システム6～10	
システム6	
システムの名称	コンビニ交付システム
システムの機能	1 コンビニ交付連携機能 コンビニキオスク端末・コンビニ交付センターと連携してICカードの認証及び証明書の発行を行う。
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（証明書発行システム）

システム7									
システムの名称	中間サーバー								
システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を、副本として保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[   ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[   ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[   ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[   ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[   ] 宛名システム等</td> <td>[   ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[   ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[   ] 情報提供ネットワークシステム	[   ] 庁内連携システム	[   ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[   ] 既存住民基本台帳システム	[   ] 宛名システム等	[   ] 税務システム	[   ] その他 (	)
[   ] 情報提供ネットワークシステム	[   ] 庁内連携システム								
[   ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[   ] 既存住民基本台帳システム								
[   ] 宛名システム等	[   ] 税務システム								
[   ] その他 (	)								
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt; 選択肢 &gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) ・第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条の2、50条、51条、53条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2、59条の3  (別表第2における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
6. 評価実施機関における担当部署	
部署	市民まちづくり推進部市民課
所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	

# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民 * 転出、死亡等の理由により住民票が削除された者を含む
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し、必要に応じて住民票に記載、削除又は修正すべきとされているため。
記録される項目	[ 100項目以上 ] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・ 識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号) ・ 連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報 ・ 業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)により、住民票に記載するものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年6月
事務担当部署	市民まちづくり推進部市民課



3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
使用目的	住民基本台帳の整備、証明書等への記載、住民サービスの基礎情報とするため。	
使用の主体	使用部署	市民まちづくり推進部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、健康こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報をもとに住民異動を行う。</li> <li>・機構、県及び市町村間での通知に使用する。</li> </ul>	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード、個人番号カード等により、本人確認を行う</li> <li>・機構で新たに個人番号が生成された場合には、住民票コードと突合を行う。</li> </ul>	
使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 委託する 2) 委託しない ( <input type="checkbox"/> 1 ) 件	
委託事項1	住民記録システムのオペレーション業務委託	
委託内容	住民記録システムで行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <input checked="" type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	行政システム株式会社	
再委託	再委託の有無	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <input checked="" type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( 55 ) 件 [ ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法別表第2に定める情報照会者
法令上の根拠	番号法別表第2
提供先における用途	番号法別表第2に規定された事務
提供する情報	住民票関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	財政部税務課・収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課、健康こども未来部健康推進課・国保年金課・保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。
法令上の根拠	上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
移転先における用途	番号法別表第2に定める事務
移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	の事務の対象者
移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	<上田市における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理されている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンター内に設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) * 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者という。を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内のすべての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年6月
事務担当部署	市民まちづくり推進部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
使用目的	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内のすべての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
使用の主体	使用部署	市民まちづくり推進部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム 市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS 都道府県サーバ)</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード 市町村CS)</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS 都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>
使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 委託する 2) 委託しない ( <input type="checkbox"/> 1) 件	
委託事項1	住民記録システムのオペレーション業務委託	
委託内容	住民記録システムで行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	行政システム株式会社	
再委託	再委託の有無	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 2) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県
法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供状況)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民にかかる情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	





# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付するとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( 通知カード及び交付申請書の送付先の情報 )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) : 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年10月
事務担当部署	市民まちづくり推進部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
使用の主体	使用部署	市民まちづくり推進部市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム 市町村CS又は電子記録媒体 個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託	
委託内容	住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守	
委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	行政システム株式会社	
再委託	再委託の有無	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている (                    1 )件 [ ]移転を行っている (                    )件 [ ]行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)
提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
提供する情報	「2 記録される項目」と同上。
提供する情報の対象となる本人の数	[   10万人以上100万人未満   ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[1. 住民基本台帳ファイル]

1. 氏名かな、2. 氏名、3. 出生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 住民となった年月日、7. 世帯主名、8. 筆頭者、9. 自治会、10. 住民票コード、11. 住民区分、12. 国籍コード、13. 在留区分、14. 在留資格、15. 在留期間、16. 在留期間満了日、17. 在留カード番号、18. 外国人漢字氏名、19. 個人番号、20. 市町村コード、21. 整理番号、22. 異動順序届出日、23. 異動順序処理時分、24. 取消フラグ、25. 履歴区分、26. 履歴内容、27. 履歴漢字、28. 処理日、29. オペレータ名、30. 異動番号、31. 住所JISC D、32. 履歴住所、33. 届出日、34. 異動日、35. 異動事由、36. 訂正区分、37. 備考文、38. 備考補助、39. 所属コード、40. 現住所、41. 本籍地、42. 前住地、43. 消除事由欄、44. 転出地(確定)、45. 転出予定地、46. 転出地(転入通知による)、47. 処理年月日、48. 処理時分、49. 取消、50. 登録区分、51. 一全区分、52. 除票区分、53. 世帯番号、54. 行政区、55. 区分、56. JISC D、57. 親、58. 子、59. 大字、60. 本番、61. 枝番、62. 小枝、63. 小々枝、64. 住所、65. 方書、66. 住定届出日、67. 住定異動日、68. 住定事由、69. 通知事由、70. 世帯主、71. 国保記号番号、72. 電話番号、73. 小学校区、74. 中学校区、75. 投票区、76. 再転入区分、77. 未届転入区分、78. カナ氏名、79. 生年月日、80. 基本続柄、81. 混合続柄、82. 住民日、83. 住民票コード、84. 旧一全区分、85. 旧除票区分、86. 旧世帯番号、87. 旧行政区、88. 旧区分、89. 旧JISC D、90. 旧親、91. 旧子、92. 旧大字、93. 旧本番、94. 旧枝番、95. 旧小枝、96. 旧小々枝、97. 旧住所、98. 旧方書、99. 旧住定届出日、100. 旧住定異動日、101. 旧住定事由、102. 旧通知事由、103. 旧世帯主、104. 旧国保記号番号、105. 旧電話番号、106. 旧小学校区、107. 旧中学校区、108. 旧投票区、109. 旧配布区分、110. 旧納付区分、111. 旧カナ氏名、112. 旧氏名、113. 旧生年月日、114. 旧性別、115. 旧基本続柄、116. 旧混合続柄、117. 旧住民日、118. 旧住民票コード、119. 住民届出日、120. 住民でなくなった日、121. 住民でなくなった事由、122. 戸籍JISC D、123. 本籍、124. 記載住所区分、125. 記載住所JISC D、126. 記載事由NN、127. 記載届出日、128. 記載異動日、129. 記載事由、130. 記載訂正区分、131. 消除住所区分、132. 消除JISC D、133. 消除事由NN、134. 消除届出日、135. 消除異動日、136. 消除事由、137. 消除訂正区分、138. 備考届出日、139. 備考異動日、140. 事務コード、141. 独自情報1、142. 独自情報2、143. 独自情報3、144. 独自情報4、145. 独自情報5、146. 行基世帯主、147. 住所変更、148. 世帯主変更、149. 氏名変更、150. 生年月日変更、151. 性別変更、152. 続柄変更、153. 住民日変更、154. 本籍変更、155. 筆頭者変更、156. 住民票コード変更、157. 異動日変更、158. 旧結合番号、159. 新結合番号、160. 印鑑番号、161. 印鑑異動フラグ、162. 印鑑登録理由、163. 書込年月日、164. 印鑑停止理由、165. 書込時間、166. 付記区分、167. 受付番号、168. 更新端末、169. 職員番号、170. 世帯内順序、171. 実態世帯番号、172. 旧本籍、173. 旧筆頭者、174. 旧世帯内順序、175. 旧実態世帯番号、176. 大字名、177. 最終住民地、178. 最終住民地方書、179. 未届期間開始、180. 未届期間終了、181. 在留カード、182. 在留期間終了、183. 外国人住民となった日、184. 通称名、185. 通称名かな、186. 併記名、187. 入管法等届出区分、188. 生年月日不詳、189. 異動事由詳細、190. 実態世帯内順序、191. 旧国籍コード、192. 旧在留カード、193. 旧在留区分、194. 旧在留資格、195. 旧在留期間、196. 旧在留期間終了、197. 旧外国人住民となった日、198. 旧通称名、199. 旧通称名かな、200. 旧併記名、201. 旧外国人漢字氏名、202. 旧入管法等届出区分、203. 旧生年月日不詳、204. 旧異動事由詳細、205. 旧実態世帯内順序、206. 旧個人番号、207. 宛先情報印刷区分、208. 宛先情報送付先郵便番号、209. 宛先情報送付先住所、210. 宛先情報世帯主、211. 交付場所コード、212. 順序、213. 受付異動事由、214. 事務名、215. 業務処理フラグ、216. 旧再転入区分、217. 旧未届転入区分、218. 記載JISC D、219. 追加年月日、220. 追加時間、221. 氏名ふりがな、222. 本籍市町村コード、223. 国保資格、224. 国保退職区分、225. 年金記号番号、226. 年金種別、227. 児童手当の有無、228. 介護保険の有無、229. 後期高齢の有無、230. 第30条の45に規定する区分、231. 在留期間等、232. 在留カード等の番号、233. 国籍・地域、234. 在留期間の満了の日、235. 登録年月日1、236. 登録市町村コード1、237. 削除年月日1、238. 削除市町村コード1、239. 通称1、240. 登録年月日2、241. 登録市町村コード2、242. 削除年月日2、243. 削除市町村コード2、244. 通称2、245. 登録年月日3、246. 登録市町村コード3、247. 削除年月日3、248. 削除市町村コード3、249. 通称3、250. 登録年月日4、251. 登録市町村コード4、252. 削除年月日4、253. 削除市町村コード4、254. 通称4、255. 登録年月日5、256. 登録市町村コード5、257. 削除年月日5、258. 削除市町村コード5、259. 通称5、260. 登録年月日6、261. 登録市町村コード6、262. 削除年月日6、263. 削除市町村コード6、264. 通称6、265. 登録年月日7、266. 登録市町村コード7、267. 削除年月日7、268. 削除市町村コード7、269. 通称7、270. 登録年月日8、271. 登録市町村コード8、272. 削除年月日8、273. 削除市町村コード8、274. 通称8、275. 登録年月日9、276. 登録市町村コード9、277. 削除年月日9、278. 削除市町村コード9、279. 通称9、280. 登録年月日10、281. 登録市町村コード10、282. 削除年月日10、283. 削除市町村コード10、284. 通称10、285. 登録年月日11、286. 登録市町村コード11、287. 削除年月日11、288. 削除市町村コード11、289. 通称11、290. 登録年月日12、291. 登録市町村コード12、292. 削除年月日12、293. 削除市町村コード12、294. 通称12、295. 登録年月日13、296. 登録市町村コード13、297. 削除年月日13、298. 削除市町村コード13、299. 通称13、300. 登録年月日14、301. 登録市町村コード14、302. 削除年月日14、303. 削除市町村コード14、304. 通称14、305. 登録年月日15、306. 登録市町村コード15、307. 削除年月日15、308. 削除市町村コード15、309. 通称15、310. 登録年月日16、311. 登録市町村コード16、312. 削除年月日16、313. 削除市町村コード16、314. 通称16、315. 備考、316. 予備、317. 計算機処理日、318. 計算機処理時間、319. 運用状況、320. 有効期限、321. 送付元コード、322. 抽出年月日、323. 世帯送付先グループ番号、324. 送付元コード、325. カード送付場所コード、326. オペレータ、327. 管理処理年月日、328. 管理連番、329. 変更前個人番号、330. 削除年月日、331. 削除時間、332. 削除端末、333. バージョン情報、334. 旧氏漢字、335. 旧氏かな、336. 前旧氏漢字、337. 前旧氏かな

[2. 本人確認情報ファイル]

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別

8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、  
15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、  
21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、  
27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、  
33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、  
39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番

【3. 送付先情報ファイル】

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、  
6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、  
11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、  
16. 交付場所名 項目長、17. 交付場所名、18. 交付場所名 外字数、19. 交付場所住所 項目長、20. 交付場所住所、  
21. 交付場所住所 外字数、22. 交付場所電話番号、23. カード送付場所名 項目長、24. カード送付場所名、  
25. カード送付場所名 外字数、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所 項目長、28. カード送付場所住所、  
29. カード送付場所住所 外字数、30. カード送付場所電話番号、31. 対象となる人数、32. 処理年月日、33. 操作者ID、  
34. 操作端末ID、35. 印刷区分、36. 住民票コード、37. 氏名 漢字項目長、38. 氏名 漢字、39. 氏名 漢字 外字数、  
40. 氏名 かな項目長、41. 氏名 かな、42. 郵便番号、43. 住所 項目長、44. 住所、45. 住所 外字数、46. 生年月日、  
47. 性別、48. 個人番号、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留期間の満了の日、51. 代替文字変換結果、  
52. 代替文字氏名 項目長、53. 代替文字氏名、54. 代替文字住所 項目長、55. 代替文字住所、56. 代替文字氏名位置情報、  
57. 代替文字住所位置情報、58. 外字フラグ、59. 外字パターン、60. 市町村電話番号、61. 交付場所郵便番号、  
62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変換連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏、  
68. ローマ字 氏名更新フラグ



# リスク対策 (7. を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)住民基本台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。</li> <li>他の業務から住民基本台帳ファイルを利用する場合は、個人番号が含まれないファイルのみを提供する。</li> <li>個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      < 選択肢 > 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で入手が行われるリスク 住民異動届出においては、本人及び代理人による届出のみ受領することとし、受領の際は、本人確認を厳格に行う。</li> <li>入手した特定個人情報が不正確であるリスク 通知カード、個人番号カード、身分証明書で、本人確認を厳格に行う。</li> <li>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 住民異動届出は、入力及び照合後は、鍵付の書庫に保管する。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>他業務からアクセスされる、住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      < 選択肢 > 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      < 選択肢 > 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別と、パスワードによる認証を実施する。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス権限の発効・失効の管理 業務に対応したアクセス権限の発効、失効を厳格に行う。</li> <li>アクセス権限の管理 ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上正しい権限に変更する。</li> <li>特定個人情報の使用の記録 システム操作履歴を記録し、不正なアクセスが行われないよう監視する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      < 選択肢 > 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者が事務外で使用するリスク システム操作履歴を記録し、監視する。職員に対しては研修を行い、個人情報保護の徹底をはかる。</li> <li>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 所管課の端末からは、データの複製は制御されている。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密の保持、使用者への周知、適正な管理、収集の制限、使用等の禁止、複写等の禁止、再委託の禁止、資料等の返還、事故発生時における報告
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかなる場合のみ行う。 ・庁内連携システムは、データの移転が認められた場合のみのアクセス許可とされている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク アクセスできる端末の指定、アクセス記録の保存</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク アクセスできる端末、ルートの指定</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>「住民基本台帳システムのソフトウェアにおける措置」 当該情報提供が番号法(別表第二など)で認められた情報提供であることの確認 認められない情報提供であった場合に、操作者を特定することができること、その正確性を担保するため、人事情報の変更を適宜反映すること 慎重な提供が求められる個人情報に対応すること 情報照会者に対して正しく情報提供が行えること(照会していない者には提供しない)</p> <p>「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」 情報提供機能(情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1 不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>「住民基本台帳システムのソフトウェアにおける措置」 当該情報提供が番号法(別表第二など)で認められた情報提供であることの確認 認められない情報提供であった場合に、操作者を特定することができること、その正確性を担保するため、人事情報の変更を適宜反映すること 各サーバ間の通信回線は高度なセキュリティ(専用線など)で守られること 各サーバ間の通信は暗号化されること 各サーバの接続は決められたサーバのみが接続できること</p> <p>「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」 セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で、提供を行う仕組みになっている。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報にかかる業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>2 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> <p>「住民基本台帳システムのソフトウェアにおける措置」 情報照会者に対して正しく情報提供が行えること(照会していない者には提供しない) 各サーバの接続は決められたサーバのみが接続できること 登録されている特定個人情報(副本)の内容を確認できること</p>			

「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」

情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により、情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った個人情報を提供してしまうリスクに対応している。情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためエクスポートデータを出力する機能を有している。

3 その他のリスク

「住民基本台帳システムのソフトウェアにおける措置」

認められない情報照会・提供であった場合に、操作者を特定することができること、その正確性を担保するため、人事情報の変更を適宜反映すること  
各サーバー間の通信回線は高度なセキュリティ(専用回線)で守られること  
各サーバー間の通信は暗号化されること  
各サーバー間の接続は決められたサーバーのみが接続できること

「中間サーバー・ソフトウェアにおける措置」

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワークシステム等)を利用することにより、安全性を確保している。中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>物理的対策</p> <p>「上田市における措置」 設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。</p> <p>「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>技術的対策</p> <p>「上田市における措置」 ファイアウォール(ハッキングなどの脅威からネットワークを保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である



特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク  
 住民異動届の処理の確認を徹底し、正確な記録を保持する。  
 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク  
 保存年数を過ぎたデータは消去するシステムである。紙媒体は、保存期間が過ぎた場合、所属の文書担当者が確認し、文書目録から削除し廃棄する仕組みとなっている。

8. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [ 十分に行っている ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
 3) 十分に行っていない

具体的な方法  
 「上田市における措置」  
 ・住基事務担当者に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。  
 「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」  
 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。  
 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

「中間サーバー・プラットフォームにおける措置」  
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で入手が行われるリスク 本人確認情報の入手元を住民基本台帳システムに限定する。</li> <li>入手した特定個人情報不正確であるリスク 入手の際、通知カード、個人番号カード及び、原則的に官公署発行の顔写真付の本人確認書類の提示を求める。 本人確認情報の入力に際し、複数での確認を行う。</li> <li>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 機構が作成、配布するアプリケーションを用いることにより、入手の際の漏えい、紛失の防止に努める。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</li> <li>事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必須なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] < 選択肢 > 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> <li>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 バックアップシステム以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要のない検索、抽出を行わない</li> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・CS端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている</li> </ul>		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定</li> <li>・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必須な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・個人情報の取扱いについて、四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



**特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク  
 相手側(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  
 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクの措置  
 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互確認を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)**

**リスク1: 目的外の入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2: 不正な提供が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

**7. 特定個人情報の保管・消去**

**リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク**

事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

**特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク  
 住民基本台帳システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク  
 システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(1)市町村における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[    ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分にしている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> <li>・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## リスク対策 (7. を除く.)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く.)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く.)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で入手が行われるリスク 送付先情報の入手元を住民基本台帳システムに限定する。</li> <li>入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際、通知カード、個人番号カード及び、原則的に官公署発行の顔写真付の本人確認書類の提示を求める。機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることをシステム上担保する。</li> <li>入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク セキュリティ対策が施された場所に保管され、アクセス権限が設定されている。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</li> <li>事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必須なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 職員以外の従業者(委託先)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> <li>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 バックアップシステム以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務上必要のない検索、抽出を行わない</li> <li>スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>CS端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている</li> <li>CS端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている</li> <li>本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない</li> <li>大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的外利用の禁止</li> <li>特定個人情報の閲覧者・更新者を制限</li> <li>特定個人情報の提供先の限定</li> <li>情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負う</li> <li>情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる</li> <li>保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>個人情報の取扱いについて、四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> <li>特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手側(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システム入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクの措置 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互確認を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成、連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機関において適切に管理され、市町村では保管しない。</li> <li>・特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</li> </ul>			
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> <li>・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</li> </ul>		
10. その他のリスク対策			



## 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市市民まちづくり推進部市民課 電話:0268-23-5334
請求方法	上田市個人情報保護条例第20条に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「1 請求先」と同じ
対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報開示に当たっては、必要に応じて関係先に事実確認を行う。

## 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	平成26年10月1日
しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
方法	「広報うえだ」及び市ホームページでパブリックコメントの実施について周知した。 評価書は、市ホームページに掲載するとともに行政管理課及び丸子・真田・武石地域自治センターで閲覧できるようにし、意見募集を行った。
実施日・期間	平成26年12月1日から12月26日まで(26日間)
主な意見の内容	なし
3. 第三者点検【任意】	
実施日	平成26年12月12日
方法	上田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問
結果	第三者点検実施後に記載

## (別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	(住基台帳ファイル) - 3 使用の主体 使用部署	市民参加協働部市民課、丸子地域自治センター市民生活課、真田地域自治センター市民生活課、武石地域自治センター市民生活課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー	市民参加協働部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、健康こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	(住基台帳ファイル) - 5 移転先1	財政部税務課・収納管理課、生活環境部住宅課、健康福祉部福祉課・高齢者介護課・健康推進課、国保年金課、こども未来部保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	財政部税務課・収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課・国保年金課、健康こども未来部健康推進課・保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	(本人確認情報ファイル) - 3 使用の主体 使用部署	市民参加協働部市民課、丸子地域自治センター市民生活課、真田地域自治センター市民生活課、武石地域自治センター市民生活課	市民参加協働部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	基本情報 - 6 所属長	市民課長 高木 英司	市民課長 海瀬 寿美男	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	基本情報 - 6 所属長	市民課長 海瀬 寿美男	市民課長 水野 一徳	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月23日	基本情報 - 6 所属長の役職名	市民課長 水野 一徳	市民課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月23日	(住基台帳ファイル) - 4 委託先名		行政システム株式会社	事後	社名のみ記載もれに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。なお、他の2ファイルの委託先欄に同社名を記載している。
平成30年4月23日	(住基台帳ファイル) - 5 移転先1 法令上の根拠	〔仮称〕上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年度制定予定)	上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	正式名称への変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月23日	(本人確認情報ファイル) - 4 再委託先による適正な取扱い		再委託していない	事後	選択もれに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。なお、ファイル概要の委託欄で再委託しない旨を選択している。
平成30年4月23日	(送付先情報ファイル) - 4 再委託先による適正な取扱い		再委託していない	事後	選択もれに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。なお、ファイル概要の委託欄で再委託しない旨を選択している。
平成30年4月23日	評価実施手続 - 3 実施日		平成26年12月12日	事後	実施日のみの記載もれに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。



	基本情報 6 部署	市民参加協働部市民課	市民まちづくり推進部市民課	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(住基台帳ファイル) - 2 事務担当部署	市民参加協働部市民課	市民まちづくり推進部市民課	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(住基台帳ファイル) - 3 使用の主体 使用部署	市民参加協働部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、健康こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー	市民まちづくり推進部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、健康こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(住基台帳ファイル) - 5 移転先1	財政部税務課・収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課・国保年金課、健康こども未来部健康推進課・保育課・子育て・子育て支援課その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	財政部税務課・収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課、健康こども未来部健康推進課・国保年金課・保育課・子育て・子育て支援課その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) - 2 事務担当部署	市民参加協働部市民課	市民まちづくり推進部市民課	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) - 3 使用の主体 使用部署	市民参加協働部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課	市民まちづくり推進部市民課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) - 2 事務担当部署	市民参加協働部市民課	市民まちづくり推進部市民課	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) - 3 使用の主体 使用部署	市民参加協働部市民課	市民まちづくり推進部市民課	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない
	開示請求、問合せ 1 請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市市民参加協働部市民課 電話:0268-23-5334	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市市民まちづくり推進部市民課 電話:0268-23-5334	事後	組織改正に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない

	1 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 5 システムの機能	1 証明書発行機能 住民票の写し、記載事項証明などの各種証明書を発行する。 2 データ連携機能 住記システムとデータの受け渡しを行う。 3 業務間連携機能(住記・戸籍) データ連携機能を利用し、業務間のデータ連携をGW証明書発行システムを経由して行う。 4 利用者管理機能 ICカード(住基ICカード)、IDカード(市民カード、印鑑登録証)の発行や暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う。 5 他システム連携機能 証明書自動交付システム(自動交付機、コンビニ交付)、ICカード標準システム等の他システムと連携を行う。	1 証明書発行機能 住民票の写し、記載事項証明などの各種証明書を発行する。 2 データ連携機能 住基システムとデータの受け渡しを行う。 3 業務間連携機能(住基・戸籍) データ連携機能を利用し、業務間のデータ連携をGW証明書発行システムを経由して行う。 4 利用者管理機能 ICカード(住基ICカード)、IDカード(印鑑登録証)の発行や暗証番号の登録等、カード情報の管理を行う。 5 他システム連携機能 コンビニ交付システム、ICカード標準システム等の他システムと連携を行う。	事後	再実施に伴う確認による修正
	1 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 5 他システムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(証明書自動交付システム)	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他(コンビニ交付システム)	事後	再実施に伴う確認による修正
	1 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 6 システムの名称	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	再実施に伴う確認による修正
	1 基本情報 2.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 6 システムの機能	1 自動交付機連携機能 自動交付機と連携してICカード、IDカードの認証及び証明書の発行を行う。 2 自動交付機運用管理機能 自動交付機のスケジュール電源制御及び稼働状況監視・制御を行う。 3 コンビニ交付連携機能 コンビニキオスク端末・コンビニ交付センターと連携してICカードの認証及び証明書の発行を行う。	1 コンビニ交付連携機能 コンビニキオスク端末・コンビニ交付センターと連携してICカードの認証及び証明書の発行を行う。	事後	再実施に伴う確認による修正

	<p>1 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令  で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)  :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)  :第2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、15条、16条、20条、22条、23条、24条、25条、27条、28条、31条、32条、33条、37条、38条、39条、41条、43条、45条、47条、48条、50条、51条、53条、55条、56条、57条、58条、59条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)  :なし  (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令  で定める事務及び情報を定める命令  (別表第2における情報提供の根拠)  :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令  で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)  :第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条の2、50条、51条、53条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2、59条の3  (別表第2における情報照会の根拠)  :なし  (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	再実施に伴う確認による修正
	<p>特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル-2.基本情報 保有開始日</p>	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	再実施に伴う確認による修正
	<p>特定個人情報ファイルの概要(2)本人確認情報ファイル-2.基本情報 保有開始日</p>	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	再実施に伴う確認による修正
	<p>特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル-2.基本情報 保有開始日</p>	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	再実施に伴う確認による修正

	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目【1.住民基本台帳ファイル】	(追加)	334.旧氏漢字、335.旧氏かな、336.前旧氏漢字、336.前旧氏かな	事後	施行令改正による追加
	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目【2.本人確認情報ファイル】	(追加)	37.旧氏漢字、38.旧氏外字数、39.旧氏ふりがな、40.旧氏外字変更連番	事後	施行令改正による追加
	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目【2.送付先情報ファイル】	(追加)	60.市町村電話番号、61.交付場所郵便番号、62.旧氏漢字、63.旧氏外字数、64.旧氏ふりがな、65.旧氏外字変換連番、66.ローマ字氏名、67.ローマ字旧氏、62.ローマ字氏名更新フラグ	事後	再実施に伴う確認による修正、 施行令改正による追加
令和4年3月22日	基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	条項ずれに伴う変更
令和4年3月22日	- 5 提供先3	番号法第19条第7号	番号法別表第二	事後	条項ずれに伴う変更